

議案第 4 6 号

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示案に係る書記長の専決処分について

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示案に係る清須市選挙管理委員会の事務について、会議を招集する時間的余裕がないと認めたため、清須市選挙管理委員会規程（平成 1 7 年清須市選挙管理委員会告示第 1 号）第 2 2 条の規定により、書記長の専決処分によることとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

【提案理由】

この案を提出するのは、令和 7 年 1 2 月清須市議会定例会に上程した清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案の可決成立後、速やかに清須市議会の議員及び清須市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額の引上げに対応するため必要があるからです。

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示案

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程(平成20年清須市選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

第5号様式中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

第6号様式中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第7号様式(その2)別紙中「7.73円」を「8.38円」に改め、同様式(そ

の3)別紙中「 $316, 250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}$ 」を
「 $316, 250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}$ 」

「 $316, 250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}$ 」に改める。

附 則

この告示は、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例(令和7年清須市条例第 号)の施行の日から施行する。

(新)

第5号様式(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者
(自署又は記名押印)

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が清須市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、清須市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
清須市長の選挙 16,000枚・清須市議会の議員の選挙 4,000枚
- (2) 限度額
8円38銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額(1円未満の端数は切り捨てる。)

第5号様式(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者
(自署又は記名押印)

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が清須市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、清須市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
清須市長の選挙 16,000枚・清須市議会の議員の選挙 4,000枚
- (2) 限度額
7円51銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額(1円未満の端数は切り捨てる。)

(新)

第6号様式（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書	
次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。	
年 月 日	
年 月 日執行 選挙	
候補者 (自署又は記名押印)	
ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	箇所
備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。 2 ポスター作成業者が清須市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、清須市に支払を請求することはできません。 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 ポスター掲示場の数 (2) 限度額 $\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示板数}}$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$ 単位（1円未満の端数は切り上げ）	

第6号様式（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書	
次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。	
年 月 日	
年 月 日執行 選挙	
候補者 (自署又は記名押印)	
ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	箇所
備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。 2 ポスター作成業者が清須市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、清須市に支払を請求することはできません。 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 ポスター掲示場の数 (2) 限度額 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示板数}}$ 単価×確認された作成枚数＝限度額 = 単位（1円未満の端数は切り上げ）	

(新)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

区 分	単 価 (a)	枚 数 (b)	金 額 $(a) \times (b) = (c)$	備考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	<u>8.38円</u>	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

- 備考 1 基準限度額の枚数には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 請求金額の単価欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 請求金額の枚数欄には、作成金額の枚数と基準限度額の単価とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(旧)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

区 分	単 価 (a)	枚 数 (b)	金 額 $(a) \times (b) = (c)$	備考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	<u>7. 7 3 円</u>	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

- 備考 1 基準限度額の枚数には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 請求金額の単価欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 請求金額の枚数欄には、作成金額の枚数と基準限度額の単価とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(新)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ポスターの作成)

ポスター掲示場数			箇所	
区 分	単 価 (a)	枚 数 (b)	金 額 (a) × (b) = (c)	備考
印刷金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

- 備考 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。
- $$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示板数}} = (1\text{円未満の端数は切上げ})$$
- 3 基準限度額の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 請求金額の「金額」欄の端数処理には、1円未満を切り捨ててください。

(旧)

別紙

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ポスターの作成)

ポ ス タ ー 掲 示 場 数		箇 所		
区 分	単 価 (a)	枚 数 (b)	金 額 (a) × (b) = (c)	備考
印 刷 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

- 備考 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。
- $$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示板数}} = (1\text{円未満の端数は切上げ})$$
- 3 基準限度額の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 請求金額の「金額」欄の端数処理には、1円未満を切り捨ててください。

◎ 議案第 4 6 号

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示に係る書記長の専決処分について

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正に係る清須市選挙管理委員会の事務について、会議を招集する時間的余裕がないと認めたため、清須市選挙管理委員会規程(平成 1 7 年清須市選挙管理委員会告示第 1 号)第 2 2 条の規定により、書記長の専決処分によることとする。

○ 概要

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正による清須市議会の議員及び清須市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額の引上げに伴い、様式の規定を整理する。

○ 施行期日

令和 7 年 1 2 月下旬

○ 公費負担の限度額の引上げに伴う様式の規定の整理

(1) 選挙運動用ビラの作成に要する経費【第 5 条関係】

区 分	改正後単価	改正前単価	引上げ額
選挙運動用ビラ (1 枚当たり)	8 円 3 8 銭	7 円 7 3 銭	6 5 銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成に要する経費【第 6 条関係】

区 分	改正後単価 (※ 1)	改正前単価 (※ 2)	引上げ額
選挙運動用ポスター (1 枚当たり)	3, 5 7 1 円	3, 5 2 5 円	4 6 円

※ 1 改正後単価の算出式

$$\frac{5 8 6 円 8 8 銭 (印刷費) \times 1 0 6 (ポスター掲示場数) + 3 1 6, 2 5 0 円 (企画費)}{1 0 6 (ポスター掲示場数)}$$

※ 2 改正前単価の算出式

$$\frac{5 4 1 円 3 1 銭 (印刷費) \times 1 0 6 (ポスター掲示場数) + 3 1 6, 2 5 0 円 (企画費)}{1 0 6 (ポスター掲示場数)}$$